

令和7年度 第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和7年8月20日（水）午後3時～午後5時
場 所 グリーンパレス 高砂・羽衣
出席者 曾根会長、中島副会長、守島委員、海老原委員、堀江委員、小林委員、藤原委員、本橋委員、日永委員、片柳委員、工藤委員、小杉委員、塚本委員、吉澤委員、中村委員、高橋委員、杉澤委員

- 次 第
1. 開会
 2. 新委員委嘱および紹介
 3. 事務局紹介・挨拶
 4. 会長・副会長選任
 5. 議事

- (1) 令和7年度江戸川区障害福祉計画等策定委員会の設置について
- (2) 江戸川区障害者計画・第8期江戸川区障害福祉計画・
第4期江戸川区障害児福祉計画の策定について
・計画策定の趣旨、位置づけ、期間など
・基本指針の策定について
(厚生労働省社会保障審議会障害者部会より抜粋)
- (3) 第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に
係る基礎調査（アンケート調査）の実施について

【協議】

- ・第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画に
係る基礎調査（アンケート調査）をもとに、今回の調査実施に
あたって、追加または変更・削除すべき内容等について

6. 閉会

<議事要旨>

障害者福祉課長

これより令和7年度 第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会を開会いたします。終了は、午後5時を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の資料につきまして、机上配付をしております。議事の途中、資料の不備、不足等気がつきましたら、お声かけください。

まず初めに、事務局を代表しまして、福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

障害者福祉課長

続きまして、健康部江戸川保健所長よりご挨拶を申し上げます。

—江戸川保健所長挨拶—

障害者福祉課長

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

—事務局挨拶—

障害者福祉課長

本会につきましては、地方自治法の規定に基づく区の条例に規定する附属機関として、第二回定例議会で議決を受けております。なお、委員の委嘱でございますが、あらかじめ皆様のお席にお配りさせていただいております委嘱状により代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

—委員挨拶—

障害者福祉課長

委員の皆様、ありがとうございました。なお、江戸川区立松江第一中学校の瀬戸委員、江戸川区立みんなの家保護者会の大野委員は、本日ご都合がつかず、欠席されております。

続きまして、会長と副会長の選任をさせていただきたいと思います。委員会設置要綱では、委員の互選により選出となっておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

—委員互選—

委員

日本社会事業大学社会事業研究所の曾根先生を推薦させていただきたいと思います。

障害者福祉課長

ありがとうございます。ただいま推薦がありました、曾根委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

—委員承認—

続きまして、副会長ですが、今選出されました曾根会長からご提案などございましたら、お願いいたします。

会長

中島委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

—委員承認—

障害者福祉課長

では、皆様にご承認いただきましたので、曾根委員に会長、中島委員に副会長をお願いしたく存じます。それでは、会長席、副会長席にお移りいただければと思います。

それでは、ここからは曾根会長に進行をお願いしたく存じます。曾根会長、よろしくお願ひいたします。

会長

皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。限られた時間の中で有意義な会議となるよう積極的にご発言をお願いしたいと思います。

本日の委員会は原則公開となっておりまして、傍聴者の希望を募っております。事務局から報告をお願いいたします。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区のホームページで、傍聴者の希望を募りましたが、傍聴希望はありませんでしたので、本委員会は傍聴者なしで開催します。事務局からの報告は以上です。

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議事1 「令和7年度 江戸川区障害福祉計画等策定委員会の設置について」 及び議事2 「江戸川区障害者計画・第8期江戸川区障害福祉計画・第4期江戸川区障害児福祉計画の策定について」 事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

まず、議事1について説明させていただきます。資料1をご覧ください。

第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画の策定にあたっては、江戸川区地域自立支援協議会において協議してまいりました。地域自立支援協議会は、総合支援法89条の3に基づき、主に情報の共有などを目的とした位置づけになっています。

しかしながら、地域自立支援協議会における協議事項が増加し、限られた時間において様々な協議を十分に行うことが難しい状況にありました。そこで、今年度において地域自立支援協議会について見直しをさせていただき、新たに江戸川区障害福祉計画等策定委員会と差別解消支援地域協議会を設けることとなりました。

まず、資料2をご覧ください。

本委員会においては、第2条に掲げる所掌事項にあるとおりに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関する事項、あるいは児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関する事項などに特化した形で、協議することを目的としております。

令和7年度は、第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画の2年

目にあたります。そのため、進行中の計画について進行管理・評価を行うことが必要となります。また、一方で第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画の策定に向けた「アンケート(基礎)調査の実施」にあたり、項目等に関する意見交換を行うことが必要となります。そのため、令和7年度は本会について年2回開催し、委員の皆様に協議していただくことを予定しております。

本委員会に関しては地方自治法の規定に基づく、区の条例に規定する附属機関としても位置づけております。議事1について、説明は以上となります。

続きまして、議事2についてです。

資料3の「2計画の位置づけ」をご覧ください。国が定める全国的な計画策定に係る流れと、本区における2030年SDGsビジョン(中期計画)等の位置づけについて、示しております。

区で策定しているそれぞれの計画について、ご説明させていただきます。資料3の右側をご覧ください。

まず、「障害者計画」について、国が示す「第5次障害者基本計画」を基本とし、障害者基本法第11条第3項「市町村障害者計画」及び市町村障害者計画指針に沿って、本区においても計画を策定しております。内容は、基本的な考え方として、基本理念、基本目標、計画期間、施策重点課題や現状と問題点の把握、施策の体系化と相互連携、各種施策の課題・目標と具体的な施策、計画実施後のフォローワーク体制などとなります。期間は令和6年度から10年度までとしております。

次に「障害福祉計画」については、障害者総合支援法第88条「市町村障害福祉計画」に基づき、国が示す「基本的な指針」に即して策定しております。内容は、必須とされているのが、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制確保に係る目標の設定、各年度における障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要量見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項とされています。また、そのほかにも障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のための方策や関係機関との連携に関する事項も設定しております。

次に「障害児福祉計画」についても、児童福祉法第33条の20「市町村障害児福祉計画」に基づき、国が示す「基本的な指針」に即して策定しております。内容は、障害児通所支援及び相談支援の提供体制確保に係る目標の設定、各年度における障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの必要量見込みなどの事項とされています。このほかにも、障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの必要見込量確保のための方策や関係機関との連携に関する事項も設定されています。

これらの計画に対して、江戸川区では「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」で示された“ともに生きるまち”を実現するための施策と関連付けた上で、前述の各計画を一体的に策定しております。

すなわち「江戸川区障害者計画」では「障害者施策推進の基本的な考え方を定める」と、「江戸川区障害福祉計画」及び「江戸川区障害児福祉計画」では各サービスや相談支援提供体制確保における数値目標、見込み量確保のための方策等を定めることしております。

それらの流れを時系列で示しているのが、「3計画期間」です。

各計画期間において、令和7年度は2年目となります、「江戸川区障害福祉計画」及び「江戸川区障害児福祉計画」については、3年を1サイクルとした流れになっているため、現計画の進捗確認とともに、次期計画の策定に向けた準備が必要となります。

なお、第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画の策定に向けては、基礎調査を実施いたします。その内容に関してはこの後、議事3において協議いただくこととなっております。

また、「江戸川区障害福祉計画」及び「江戸川区障害児福祉計画」の策定にあたっては、国より示される「基本的な指針」に沿うことが必要となります。

資料5をご覧ください。第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示されました。内容は、指針の構成、基本指針見直しの主な事項、成果目標、活動指標となっております。

第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画の策定に向けた基本指針は、資料4にあるとおり、新たに令和7年度において示されることとなります。国の流れとしては、厚生労働省社会保障審議会障害者部会において、基本指針の策定に向けた議論が行われております。具体的には、地域の実情に即した実効性のある計画の策定や障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方などです。

今後、国では令和8年度に向けて部会の開催を重ね、論点整理が行われるため、本区としてもその推移を確認し、計画策定に向けた準備を行ってまいります。

説明は以上になります。

会長

事務局の説明について、ご質問等がございましたらお願いします。区民公募委員さん、ご理解いただけますでしょうか。

委員

実は今まで都市計画コンサルタントとして、他自治体で同様の計画の会議運営に携わっていたので、内容はわかりそうです。

委員

聞きなれない言葉がたくさんありますが、ある程度のイメージはできているので、もう少し具体的なところがわかれればと思います。

会長

他の委員さんはいかがですか。少し補足させていただくと、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画という三つの計画がありますが、障害者計画は今回、策定の対象となっておらず、障害福祉計画と障害児福祉計画の策定を進めていくということです。

障害者計画は理念計画と言われていて、内閣府が所管している障害者基本法という法律

に基づいて作られている計画です。一番の理念は共生社会の実現というところに置かれているため、江戸川区が共生社会に向けてどのようにまちづくりを進めていくべきかということが、障害者計画の中身です。

障害福祉計画と障害児福祉計画というのは、理念も大事ですが、サービスの見込み量を立てるっていうのが一番大きなポイントです。どのサービスをどのぐらいの量提供できるようにするか、何名利用できるようにするかというのが一番重要であり、その見込み量を立てるにあたって、国の基本指針が不可欠ということです。ただ、国の基本指針は検討中でまだ告示されていないのでわからないのですが、江戸川区でどんなサービスをどのくらい作っていけばいいか不明のため、そのニーズ調査をこれからアンケート調査で行うということです。これが今日議題の3にあり、委員会の中心作業です。

ただ念頭に置いておくべきことがあります、資料4の3ページの赤枠二つ目に「都道府県知事が行う事業所指定の際に、市町村が意見を申し出る仕組みの推進」というものがあります。江戸川区としては既に意見を申し出ているということですが、どのような意見を申し出しているか教えていただきたい。

障害者福祉課長

令和6年4月からその仕組みが開始されましたので、区としては、グループホームの設置に際しての意見として、重度の方を受け入れること、地域にきちんと理解して受け入れてもらえるような説明をしていくことを、都の方に申し入れをさせていただいております。

会長

グループホームの開設は東京都が障害福祉サービスとして指定しているのですが、江戸川区で開設したいという事業者に、江戸川区からこういう意見が出ていますということを伝えてくれるということです。

資料4の先ほどの項目の下に「共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方」とあります。共同生活援助はグループホームのことで、今度、総量規制ができるということです。

これまで事業所からサービスの指定申請があれば、基本的に東京都は指定しなくてはならないという立場でしたが、サービスが一定の量きちんと確保されているのであれば、指定をしないこともできるという総量規制を国が打ち出してきています。

そのため、江戸川区が計画を策定するためには、サービスの見込み量をどれだけ正確に立てられるかっていうことが重要になると思います。これまでのサービスの見込み量の伸び率を参考にして、その次の3年間の見込みを立てるという一般的な算出方法で見込み量を立ててしまうと、その数値が総量規制の参考にされてしまい、本当はグループホームを利用したい人が大勢いても、総量規制がかかってくる可能性があります。

そのため、これまで以上に見込み量を立てるときの数字の根拠をしっかりとしていくないと、実際のニーズとずれが起きてしまい、利用者の方にご迷惑をかけることになるため、今回の調査方法を慎重に検討する必要があり、今回の策定の特徴と言えると思います。補足は以上です。

続きまして、議事3 「第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画

に係る基礎調査(アンケート調査)の実施について」を事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

資料6をご覧ください。

まず目的としては、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第8期江戸川区障害福祉計画」及び「第4期江戸川区障害児福祉計画」の策定にあたり、障害当事者や家族などの生活ニーズ、障害福祉サービス等に対する意見・意向等を把握することにあります。

調査対象は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、難病手当受給者、児童通所受給者証を所持されている方、重症心身障害児・者とし、無作為抽出により2,840名を予定しております。

また、医療的ケア児・者については全抽出とし、160名ほどを予定しており、合計で約3,000名を予定しております。

調査方法は、基本的には対象者に調査票を郵送し、郵送にて回答していただきます。しかしながら、回答に関してはWebでも可とします。回収した調査票により集計・分析したうえで、報告書を作成し、区ホームページにて公表する予定です。調査にあたっては、現在委託業者を公募中で、10月上旬に決定する予定です。

次に、調査内容ですが、資料7をご覧ください。

前回、令和4年に実施しました障害者手帳、児童通所受給者証をお持ちの方や難病手当を受給されている方を対象とした「江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査」となります。

問1から問39まであり、住まいや生活状況、手帳所持の有無や種類、等級などから、介助や支援、相談や情報入手、仕事の状況や今後の希望、趣味や地域の活動、サービスの利用等、災害時の対応、障害者差別、現在の暮らしと今後のことなどについて、すべての人にお聞きしています。

また、このほかに介助者へ、悩みや不安、将来の暮らし、日々の負担を軽減するために必要と考える支援やサービスなどについてお聞きしています。また、通園・通学している方へ、通園・通学状況や放課後、休みの日などの時間の過ごし方、進路希望などについてお聞きしています。

続いて、資料8です。

前回、令和4年に実施しました障害者福祉課、健康サポートセンター等で把握している医療的ケアを要する方を対象とした「江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査」となります。

問1から問23まであり、医療的ケアを受けている方の生活状況、手帳所持の有無や種類、等級などから、サービスの利用等、相談や情報入手、災害時の対応、今後の区の福祉施策などについてお聞きしています。

今回の調査実施にあたっては、基本的には前回同様の調査対象及び項目、内容で実施する予定です。しかしながら、委員の皆様からご意見をいただき、手帳を所持されている方、医療的ケアを受けられている方などの現状や今後の施策への展開などを考慮し、改めて項目などについて検討していきたいと考えております。

つきましては、委員の皆様に事前に会議資料を送付させていただいた際に、今回、協議していただきたい内容について二つ項目を設定しています。一つは「第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査（アンケート調査）をもとにした、今回の調査実施にあたってのご意見について」、もう一つは「第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画の策定に向けてのご意見について」です。

なお、今回、事前にいただいたご意見がありますので紹介させていただきます。

1. 手帳所持者等対象の調査の設問15、16、35-1において、「家族や友人を除く」とありますか、選択肢としてあっても良いのではないか。
2. 同調査の設問30において、わかりにくい面がある。①現在、利用しているサービスはあるか、②今後、利用したいサービスはあるか、とそれぞれを設問として設定し、選択肢を羅列したほうが良いのではないか。
3. 同調査の設問35-1において、相談先の選択肢があると良いのではないか。
4. 同調査の設問36において、「やや満足」を「まあ満足」としたほうが前向きな表現として、回答者が捉えるのではないか。
5. 医療的ケア児・者対象の調査の設問14において、わかりにくい面がある。①現在、利用しているサービスはあるか、②医療的ケアを理由に利用を諦めたサービスはあるか、③今後、利用したいサービスはあるか、とそれぞれを設問として設定し、選択肢を羅列したほうが良いのではないか。
6. 今年度のアンケート調査はWeb回答も併用か。

質問6に関しては、Web回答も併用を想定しております。以上で、事務局からの説明を終わります。

会長

事前に確認しますが、資料7と資料8については、前回の計画策定時の調査書であり、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の三つの計画を策定するための設問となっていますが、今回は、障害者計画に対する設問は除いてもよろしいのでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

今回は見込み量とサービス提供体制の確保というところを重点に置くということであれば、そういう考え方もあるよろしいかと思います。

障害者福祉課長

障害者計画は2012年から2023年まで大きな見直しをしておらず、第3次策定にあたって五か年計画としたため、計画に合わせて質問項目を変更してきたというような過去の経緯がないという現状です。

会長

計画策定に必要なことを聞いて計画に反映させるということが一番重要ですので、前回の設問内容にとらわれず、ご意見がありましたら、ぜひお願ひいたします。

委員

質問が二つあります。一つ目ですが、資料7の調査対象者について「令和4年9月12日現在、障害者手帳、児童通所受給者証をお持ちの方や難病手当を受給されている方の中から1,337名を無作為に選び」とありますが、この1,337人は区の障害者全体の何割ぐらいでしょうか。

二つ目が、資料7の問38と資料8の問22について、回答がなぜ三つまでなのでしょうか。江戸川区の障害者の多くの人がサービス支給量が足りないと言っており、支給量についてのアンケートも必要だと思うのですが、項目を作成してもらうことはできないでしょうか。趣味や生きがいを探すにも支給量が足りないことで、活動ができない人もいると思います。

障害者福祉課長

前回調査時の障害者手帳所持者数は全体で約32,000人です。サービス利用者数で重複している方もおり、予算上の関係もあり、調査対象者数を算出させていただきました。今回は調査対象者数を増やす予定となっております。

会長

今年度の調査対象者数は3,000名を予定されていますが、それでも障害者全体の割合は、1割には満たないということになりますね。二つ目はご意見ということで、今後の希望するサービスを三つ以上回答できるようにするべきということと、支給量の質問項目を設けるということですね。

委員

前回調査の回収率と、今回回収率に関して、または想定されているのかどうかを知りたいです。

もう一つ、前回調査のときの医療的ケア児者の全体数と回収率をお聞きしたいです。

障害者福祉課計画調整係長

障害者手帳所持者の回収数は832件で、回収率は62%強でした。また、医療的ケア児者については、全数調査で163件発送させていただき、回収数は117件で、回収率は72%弱でした。

今回調査の回収率の想定ですが、調査件数が倍になりますから回収率にどの程度影響するかわかりませんが、前回より上を目指したいと考えております。

委員

資料7の問11の選択肢3に関してですが、一人暮らしというとサービスを利用せずに自立するというイメージになるため、社会的支援のある体制の中で、1人で暮らすという選択肢を介助者が持てるような選択肢が設けられるといいと思います。

同じく問11の選択肢4に関してですが、昨今グループホームを卒業して地域のアパート暮らしを促すようなプラットフォームを設計するとか、東京都ではいわゆる通過型のグル

一戸ホームもあり、ワンルーム型で一人暮らしを目指す方法もありますので、そこを踏まえた選択肢の条件がないのかなと思いました。

問30は他の委員からの意見と同意見ですが、回答する方がわかりにくいと思います。また、この調査が入院入所中の方を対象にしていることを踏まえると、選択肢の中に、いわゆる入院入所から在宅へ戻るという地域移行支援などの選択肢が見受けられないであっても良いと思いますし、調査対象者の方の居住形態によって、設問が変わるとよいかなと思いました。

質問自体があまり変更されていないということですが、例えば新しくできた自立生活援助のサービスを選択できる質問もあるとよいと思いました。

問35は障害者計画の方かもしれません、これをそのまま用いるのであれば、事業者の立場としては、福祉サービスを利用するという選択肢があってもいいのかと思いました。

最後になりますが、問37に関して、これは当事者が回答する質問だと思いますが、入所中の方に関しては社会的支援のサービスを活用した形で一人暮らしができるということを知らない方もいると思いますので、そういったことも踏まえた上で回答ができるような設問だとよいと思いました。

会長

この調査をサービス向上するための調査と考えたときに、対象者を全ての手帳所持者と受給者証所持者の中から抽出して調査する、というやり方で実態を把握することができるのでしょうか。身体障害者手帳所持者の7割近くが65歳以上の高齢者であり、そこを前提にして抽出すると回答者のかなりの割合が高齢者になります。

そうすると、これからグループホームに入居したい、あるいはこれから就労したいと希望する方の割合が非常に低くなってしまい、障害者総合支援法のメイン利用者の意見が薄まってしまうと感じています。

また今後グループホームの総量規制を考えたときに、障害支援区分が低い人たちも前提にして調査をすると、いわゆるサービス見込み量が統計的に立てづらくなると思うのです。そちらについて、どういうふうに考えておりますでしょうか。

委員

そもそも福祉サービスを利用している方の割合がほぼ1割で、9割の方が利用していないとなれば、調査対象者の抽出方法自体を見直す必要があるのかなと思います。

会長

サービス利用者の割合が1割ということであれば、大体3,000人ぐらいになると思うので、その方をターゲットにすれば、悉皆調査ができると思うのですが、そこについてはどうお考えになりますか。

委員

潜在的なニーズに接近するかということを考えると、どのように対象者の絞り込みするかは難しいと思います。

会長

調査対象者をどう設定するかによって調査結果の数値は全く変わってしまうため、よりサービスの見込み量を立てるための数値に近づけるように調査対象者を設定するべきだと思っています。

そのため、すべての手帳所持者や受給者証所持者に一定の割合で調査しようと考えるのか、サービスのコアの利用者に絞って悉皆調査するのかというところが、今回私達が考えないといけない全体の問題として非常に大きなテーマだと思っています。

そこについても少し触れていただきつつ、意見をお願いします。

委員

私からは4点あります。

一つ目は資料7ですが、全体の印象として少し質問が多いなと感じました。上肢に障害がありますと、ページをめくることや記入するという作業が非常に難しいので、回答を躊躇してしまうなと感じます。介助者に代筆してもらう場合もありますが、この量ですと1時間ぐらいがかからってしまうのではないかなど感じます。サービス支給量の時間数が足りなくならないように切り詰めて生活している障害者が多いので、回答のために1時間使うということを躊躇してしまい、回答率が落ちて意見の取りこぼしが出てくることを少し懸念しております。もし可能であれば紙媒体でなくとも、Web上で回答できる方法もあると、もう少し簡単にできるのかなというふうに感じます。

二つ目は問9に介助や支援の項目がありますが、介助や支援を別で考える場合もあるかなと思っていて、例えば本人の意思決定に関わるような重要な支援は、家族の方がするけれども、身体的な介助はヘルパーさんがしている場合、どちらを書いたらいいのか少し迷うかなと感じます。

三つ目は5ページの一番上に「介助者の方にお聞きします。」とありますが、問10では「介護にあたり」とあります。そして問12では「介助している」とあり、介助と介護の言葉が混在しているので、どちらかに統一した方がいいかなと思います。

最後に問35-1の回答の選択肢に「どこに相談したらいいのかわからなかった」という項目があってもいいかなと思いました。私どもの団体の方によく差別に関する相談の連絡があるのですが、どこに相談したらいいのかわからない、窓口に相談したけれども解決しなくてどうしたらいいのかといった相談が多いので、実際相談をして解決したのかしていないのか、解決しない場合にどのようにしたかというようなところまで、わかるといいのかなと思いました。

会長

今の回答負担についてですが、アンケート調査の中には、障害者計画を策定するための設問もあると思うので、今回はサービス見込み量を立てるという障害福祉計画を策定するための項目に絞って障害者計画に関する設問を思い切って削るということについてはどうお考えでしょうか。

委員

それも一つの案として良いと思います。

委員

質問項目は調査結果からどのようなことを導き出そうとするのかを考えながら作成していると思いますが、見込み量をどのように計画に反映させてきたのかみたいなことがわかるともう少しイメージがつきやすいなと思います。

また、今回の策定に関わらない質問を聞くことは、基本的には調査研究においてはあまりしないのではないかと私は思っております。ですが、抜本的に見直す時間がもうないのであれば、一旦このまま進めるけれども、例えば統計調査の委託事業者の選定の際に、統計調査がきちんとできる委託先に決めるのが良いのではないかなと思います。

委員

以前このような調査に携わったことがあるので、調査する側としての個人的な意見ですが、実際にこの調査でそのままサービス量がでるということは、残念ながらそんなにはないと思います。ただ、こういう調査をすることにより、区が常に区民の意見を聞こうとしている姿勢だとか、調査結果をホームページで公表することにより、今、区内に住んでいる障害のある方が自分の思いを発表できる場があることも一つ大切だと思うので、サービス量を見込むためだけの調査ではあって欲しくないと思います。

サービスを受けたいが受けられない方がどこで止まっているのかなどできれば潜在的なものを知りたいので、サービスを受けている人だけに調査対象を絞らずに、調査を通じて利用できるサービスがあるのかもしれない、障害のある方に気づいてもらえるチャンスであると捉えたいなというふうに思っています。

会長

まず過去の調査において、調査結果がどのように反映されたか教えていただいてもよろしいでしょうか。

障害者福祉課長

希望する将来の暮らしについては、過去の統計でも、介助者、当事者とともに今の家族と暮らしたいというニーズが非常に多いです。ですが、施設に入所してほしいという意見も、実は介助者の中に根強くあるという状況があり、例えば施設入所支援に関しては、国の指針では削減していくという形になっていますが、潜在的にやはり皆さんのご意見はまだ十分あるというところで、見込量を増やすことはしませんが横ばいという数字にさせていただいたというのがあります。

家族と暮らしたいという意見に関しては、計画の数値ではありませんが地域生活拠点を充実させていくことは、やはり家族と地域で長い間暮らしていくためには必要ということで、ここは逆に政策として実施させていただいている。

医療的ケア者児調査ではやはりレスパイト事業が必要という意見が非常に多く、医療型短期入所の数を今後増やさせていただいている。

先ほどグループホームの話がありましたが、グループホームの数というよりはやはり重度の方の受け入れ先を増やしていきたいという形で、重度に対応するようにしていきたいと考えています。

また、充実すべき障害者福祉政策については「気軽に相談できる窓口」が全ての障害区分で一番多かったため、区内の熟年相談室で障害の相談が受けられるような体制の整理をさせていただいております。このようにこのアンケート調査の意見を聞きながら、計画のサービス量にも当然反映しますし、あわせて区の政策の中でも対応できるような動きをしてきたというのがあります。

委員

先ほどの委員がおっしゃった視点等も踏まえて、調査書の冒頭の部分の「調査ご協力のお願い」のところに、区として現状を正しく把握するために意見を聞こうとしているという文面がもう少し入るとより調査として、良くなっていくのではないかと思いました。

会長

もう少し潜在的なところが聞きたいということですが、障害者計画と障害福祉計画の違いがあり、障害者計画に大事なところだと思います。様々な制約がある中で、今回は障害福祉計画の目的に沿った調査を行うためにどうしたらいいか考えてはいかがでしょうか。

委員

私は視覚障害者ですが、年齢を重ねるにつれて、やはり生まれ育ったこの江戸川区を終の棲家としたいという願いが強くなりました。区でも色々な対策をしていただいていると思いますが、楽しく安心な入所施設ができれば一人でも元気に生活できると思います。

それから支給量について、元気な人は行きたいところに行ける、習いたいものは習いに行ける、そういう制度になるのが夢です。

視覚障害者は自分で歩いて観劇やサークル活動に行くことができるのに、視覚に障害があるだけで躊躇してしまったり、そういうところに行きたくても支給量が足りなくて行けなかったり、なかなか自由に行動できません。視覚に障害がなかったときには、考えたこともありませんでしたが、時間の制限がないということが、いかに自由でよかったですと思います。とにかく視覚障害者の方は皆さん、外に出て、みんなと集いたい、学びたいという気持ちがあるので、それには同行援護の時間数の制約がやっぱり一番ほどいってほしいところです。

副会長

アンケート調査が無作為に配られるということで、実は当法人にも何名か届いたという状況がありました。支援者が代弁して答えることが多かったので、設問が飛んでいるみたいな状況になってしまいました。入所している方の中には、地域移行への思いがある方はいると思うので、そういう設問がアンケート調査に入るといいかなと思いました。

会長

施設入所している人の地域移行の意向の把握も今後非常に重要になってくると思いますが、施設入所している人に特化した調査をするのはどうでしょうか。今支給決定している入所している方は何名いらっしゃいますか。

障害者福祉課長

400人を超えるぐらいだと思います。

会長

そうすると今回の調査に施設入所している人全員を対象として、地域移行の意向把握することに特化した調査とするという考え方も一つあっていいのかなと個人的に思いました。

委員

資料7の問30ですが、トワイライト事業についてどの選択肢にあたるのか少しあわかりにくいなと思いました。

もう一点は問32に災害時の対応についての項目がありますが、そのことについて意見です。先日、個別避難計画の作成についてお知らせが届きました。避難場所の記載はありますが、そこに避難した時にどういう環境になるのか知りたいと思いました。避難所は体育館のイメージがありますが、音が反響するところだと、知的障害がある子は多分大騒ぎしてしまうことがあるかもしれませんと思います。問い合わせ先に確認したところ、地域の町会長さんたちが指揮するということで、避難所によって状況は変わってくるというお話をしました。例えば教室で小規模に集まれるといった配慮があればよいが、もし実際に避難所に避難したとき、そこでどういう思いをするかなと想像したときに、家にとどまった方がいいのかなと思ったりしたことがありました。そういうことを色々考えたりすると問32に関しては、避難所の状況を知りたいとか、そういった設問があってもよいかなと思いました。

最後に、アンケート対象者は完全無作為抽出ではなく、今回の調査目的に合った形の結果を得るために、ある程度カテゴリーに分けてそれぞれ人数を取った上で調査した方が利用する側としては安心かなと感じました。

会長

災害時の防災対策については、障害者計画の根拠となる内閣府が作っている障害者基本計画に地域防災計画などの項目があります。

今回の障害福祉計画の基本指針の中には項目がないので、今回はなしにして、その代わりにトワイライト事業など必要なところに絞り込んでいくことについて、どう考えますか。

委員

議論していく中で調査しても使えない項目であれば落として、目的をもって必要な情報を得るために質問に絞っていくのはいいと思います。

委員

調査対象者の無作為抽出について、資料6の1番から6番までの手帳や受給者別の総数

に比例して無作為抽出しているわけではなく、単純に無作為抽出しているのかどうかをお聞きしたいです。

障害者福祉課長

障害者手帳種別ごとに偏りが出ないように割合を決めて、無作為抽出をしています。

委員

過去に放課後等デイサービスに総量規制がなされて、新設されない状況が2年半から3年ぐらい続きました。それがアンケート調査の結果によるものかどうかはわかりませんが、今回のグループホームの総量規制の件がアンケート調査に繋がっているとすれば、アンケートがかなり重要だと思います。

おそらくカテゴリーごとに質問は変わってくると思います。6種類のアンケートを作ることが現実的なのかということはありますが、例えば児童通所受給者証所持者の方たちにとっては、いろいろなトレーニングができる施設があったらいいとか、あるいは預かってもらうだけでいいなど、いろんな意見があると思うので、もう少し深堀できるとよいと思います。

会長

障害児・者でアンケートの内容を分けるのは不可能ではないと思いますが、障害種別にするのは難しいと思います。障害者計画と障害福祉計画は別の計画のため、アンケートの内容を分けて取るぐらいであれば可能かもしれません。障害手帳別の人数に対して一定の割合をかけて無作為抽出すると、身体障害のニーズが非常に大きくなることが確実です。そうすると身体障害者のニーズが中心の調査結果となるため、対象者の抽出方法は相当慎重に考えた方がよいと思います。

委員

今までの議論の中で、調査は障害手帳の種別で実施するといいのかなと感じました。もう一つお願いしたいのは、知的障害のある本人向けに、もう少しわかりやすい言葉にしてルビの記載があるといいなと思いました。

ひらがなやもう少しわかりやすい言葉だったらわかるという方もいますし、保護者の方もわかりづらいことがあるかもしれません。意外と正式なサービスの名前がわからなかつたりすることもあるので、こんなサービスがあってこういう内容ですよ、といったわかりやすい形式で作成していただけるといいかなと思いました。

アンケートの質問の量だけでこれぐらいあるため、解答用紙が同じぐらいになるのかなと不安に思いました。もう少しわかりやすくなると嬉しいなと思います。

会長

知的障害の当事者の方が自分で回答できるような質問ですね。非常に重要な観点かと思いますので、何か工夫できたらいいなと個人的には思います。

委員

こちらの調査には、区内の人だけではなく区外で入院されている方や施設に入所されている方も対象になっているのでしょうか。

障害者福祉課長

江戸川区に住民票がある方を対象にしていますので、区外の医療機関や施設に入院や入所されている方もいらっしゃると思います。

委員

手帳所持者や受給者証所持者が調査対象になっていますが、まだ手帳を持ってない方やサービス利用していない方なども、調査対象にするということは考えていないのでしょうか。

障害者福祉課長

区で実施する調査は、障害福祉に関する計画策定のための実態調査なので、受給者証や手帳を持っている方に対象者を絞っている状況です。国が5年に1回、生活のしづらさ調査を実施しており、手帳の種別に関わらず全ての家庭に回答を得ているので、手帳がない方に関しては、そういったところで収集したデータを参考にさせていただいています。

委員

資料7問15ー1ですが、相談場所として「なごみの家」や「よりみち屋」なども増えていると思いますので、回答の選択肢として入れてもよいかと思います。

同じく問38の回答項目について、ピアサポートによる相談などの支援してもらうものと、障害や疾病に対する理解を深めるための啓発活動などの活動するものは分けたほうがよいのではないかなと思いました。また、ここの項目に「当事者の人が活躍できる活動の場」「社会参加ができる地域共生社会」といった文言を増やしたほうがよいかなと思いました。

もう一点、一度計画を策定すると数年間は継続されると思いますが、今後変化していくこともあると思うので話し合って柔軟に決めていけるように、年度ごとに見直しできるといいと思いました。

会長

国の基本指針では、障害福祉計画は3年に1回見直しをすることを基本としていますが、報酬改定や制度改革の動向等により既存の計画のサービス見込量に乖離が生じた場合は、計画期間の途中でも見直しをすることができるとしています。

委員

アンケートを見た感じですと、質問が多く順番に見ていくのも、やはり時間かかってしまうので、もう少し量を減らした方がよいと思いました。

委員

就労施設の利用者がアンケートを回答する際には、私たち職員もフォローしますが、もう少しあみ碎いたわかりやすい表現にして量も減らしていただけないと回答しやすいし回答率も上がるのかなと感じました。

またWeb回答する場合には、手元に回答が残ると思うのですが、郵送でこのまま送って回答した場合は、答えた内容がわからなくなってしまうので、後で見返すこともできたらいいのかなと思いました。

委員

まず、この調査は基本的には本人の意思を確認するための調査であることを前面に出すことが必要と考えます。学校の児童生徒は障害があるからやらないということは絶対にありません。きちんと噛み碎いて、ある程度わかりやすい内容にすること大事であると思っておりますので、当事者にわかりやすい文字のフォントや大きさ、ルビなど、もう少しわかりやすくしていただければありがたいなと思います。

もう一つ、日本語で答えられない外国籍の保護者も多いため、英語などの外国語表記や音声読み上げ機能なども検討していただいた方がいいと思います。問い合わせ先も電話だけではなく、メールでも対応できるといいと思います。

また、調査対象について、医療的ケア児者は寝たきりの方と気管切開があるだけで歩ける方ではニーズが全く違いますので全員に調査することはいいと思います。でも障害者全員調査することはできないので、無作為抽出するカテゴリーを手帳別だけではなくでもいいのではないかと思います。例えば、支援者の方と保護者の方も年齢が高い方と若い方では考え方も全く違います。そうすると、ニーズ調査のためのカテゴリーをそういう世代別という考え方もあるってもいいのかなと思いました。

もう一つ、サービス量というところでは、サービスを知っていても使わないのか、サービスを知れば使うのか、そもそもサービスを知らないのか、という状況を把握しなければきちんとした制度に反映できないと思うので、設問が多くなってしまいますが、江戸川区ではこういう制度やサービスがありますが知っていますか、みたいなニーズではなく実態を把握する設問があってもいいのかなと思います。結局は、障害福祉サービスを全くわかつてない方に届いていかなければやはりサービスを使えないですし、予算の条件があるからこそ江戸川区の福祉の予算を効率よく使うためにも、そういうこともアンケートにあってもよいのではないかと思いました。

委員

気になるのは資料6の対象者を無作為抽出するという点です。会長の話にありました、年齢や障害区分も加味しないと、結果に偏りが出ないか心配です。

委員

全体を対象に無作為抽出というよりは、対象者を絞って悉皆調査という形の方がいいのかなと思いました。潜在的なニーズに焦点をあてて伸び率の部分をどう考えるかということがあるかもしれません、制度をかなり理解していないと答えられないこともあるよう

に思うと、対象者を絞ったほうがよいかなと思います。例えば今期の計画の中で、重度訪問介護や行動援護の見込み値が書かれていますが、担い手不足で重度訪問介護を使わずに身体介護と家事援助の両方を利用している方だったり、行動援護が使えずに移動支援を利用している方などがいたりして、そういうことを踏まえるとやはり対象者を絞って悉皆調査かなと思いました。

もう一つ、入所入院中の方は別に特化した設問という意見もありましたが、施設入所者が400名で、例えば1年以上の精神科入院者が300名程のはずなので、加えても700名かなと思うと、設問の量を減らしてもよいのかなと思いました。

委員

皆さん、今回の計画に対しての設問だけでいいという意識があるのだなと感じました。確かにある程度対象者を絞れて、その対象者用の設問ができるというのは理想だなとは思いますが、どこまでそれができるのかというのもありますし、対象をどのくらい絞り込むのかを先にみないと、結論が出せないような気がします。ただ、対象者を絞るという考え方にはいいと思います。

会長

障害者計画に関するアンケートを取らないということではなく、計画により場合分けしてそれぞれの計画に応じて対象を決めてはどうかということです。

皆さんからご意見をいただきまして、やはり調査対象者をどういうふうに設定していくのかについては、いろんなご意見もありましたので少し整理が必要だと思いました。

設問については、今回の調査は障害福祉計画や障害児福祉計画に参考になるような設問に絞って、差別解消法や災害に関するることは障害者計画のときに調査するなど、質問の整備をして全体のボリュームを圧縮するということ。当事者の人がわかるように、表現の工夫が必要ということ。サービス支給量について質問を入れた方がよいのではないかという意見もあったと思います。

そのようなことを総合的に考えて、事務局で論点を整理していただき、具体的に質問票はコンサル業者に作成してもらうということになりますか。

障害者福祉課長

これからコンサル業者は選定しますが、おもに質問内容は区の方で整理をさせていただいて、調査票の発送・回収方法の検討、回収後のデータ分析をお願いすることになると思います。

会長

それまでに少し整理を進めていくということですね。

それからもう一つ次期計画の策定に向けてという協議項目がありましたが、それについても今日のこの議論の中に含まれていたということで、協議内容については以上ということで、事務局からお願いします。

障害者福祉課長

今回の会議では様々なご意見をいただき、誠にありがとうございました。すべての意見を反映することは難しいかもしれません、調査対象及び項目に関して検討を行うにあたっては、本日いただいた意見を参考にして進めてまいりたいと思います。

本来でしたら、調査案を確定した段階で本委員会を開催し、再度委員の皆様にご確認していただくべきかとは思いますが、スケジュールの都合上なかなか難しいため、大変申し訳ございませんが委員の皆様にはメール等でご確認いただき、最終的には会長、副会長と事務局にて協議して決定させていただきたく思います。

また、前回の障害者計画を策定する際には、当事者家族団体や様々な事業者の連絡会やテーマ別の懇談会で意見聴取をさせていただきましたので、今回障害福祉計画に集中するということであれば、今後障害者計画策定に向けては当事者の声を拾っていきながら、障害者計画に反映するということも一つの方法なのかなと思いましたので、そういうことも含めて検討してまいりたいと思っております。

会長

一つ確認しますが、調査対象や質問項目の案ができたら、事務局から一度委員の皆さんにお送りして、それに対しての意見をメール等で出していただく。その上で最終的にアンケート調査票を作成するということですね。

障害者福祉課長

はい。そのとおりです。

会長

皆さんもう一度意見を発言する場があるということなので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会を終了します。皆さん、どうもありがとうございました。

—終了—